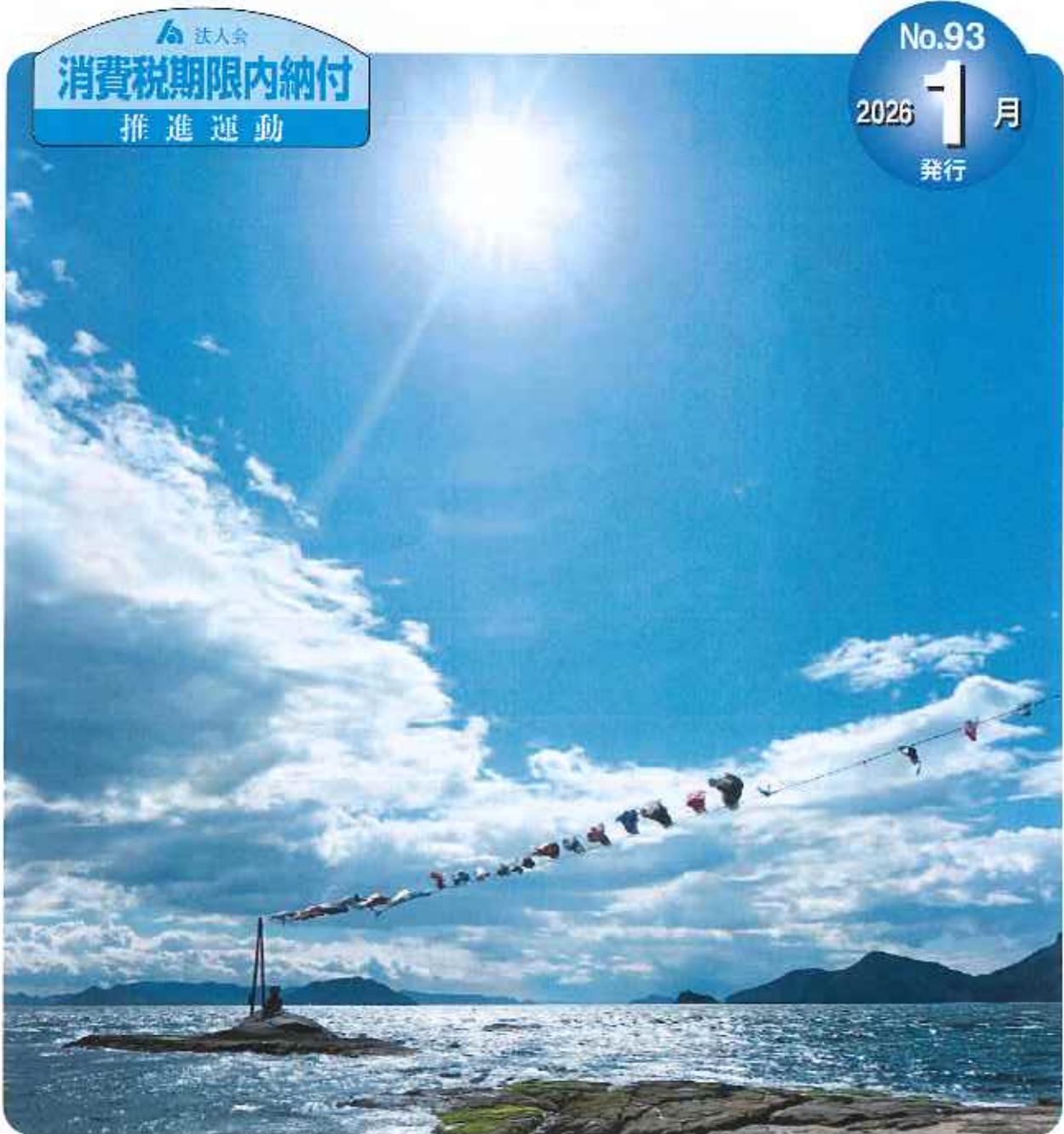


法人

# しょうどしま



法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動

No.93  
2026 **1** 月  
発行



公益社団法人 小豆島法人会

〒761-4301 香川県小豆郡小豆島町池田3939番地12  
TEL 0879-62-4303 FAX 0879-62-5230

### 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の  
発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会  
の繁栄に貢献する経営者の団体である

### 法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるもの団体として

会員の積極的な自己啓発を  
支援し

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

### 法人会のキャッチフレーズ

めぐるものは 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

初春を迎え

企業のご繁栄と

皆様のご多幸をお祈り申し上げます

2026年(令和8年)元旦



公益社団法人 小豆島法人会

- |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 会長  | 山 | 西 | 健 | 司 | 丸 |
| 副会長 | 丹 | 生 | 兼 | 宏 | 島 |
| 副会長 | 田 | 村 | 哲 | 也 | 醬 |
| 副会長 | 太 | 田 | 國 | 博 | 油 |
| 副会長 | 葛 | 西 | 孝 | 通 | 株 |
| 副会長 | 木 | 下 | 達 | 也 | 式 |
| 副会長 | 岡 | 田 | 尚 | 士 | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   | 式 |
|     |   |   |   |   | 會 |
|     |   |   |   |   | 社 |
|     |   |   |   |   | 株 |
|     |   |   |   |   |   |



## 新年のごあいさつ

公益社団法人 小豆島法人会

会長 **山西 健司**

新年あけましておめでとうございます。

令和8年の新春にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、会員皆様方より小豆島法人会の活動に対しまして、格別のご支援とご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。本年もなにとぞよろしく願い申し上げます。

昨年、全国的に米価の高騰と東北・北海道地方を中心として、熊がエサを求めて市街地に度重なる出没や人を襲うといった事件の新聞報道がなされました。

一方、経済界においては、トランプ関税が全世界の米国への輸出に課税され世界の経済界では、対応に追われた一年ではなかったでしょうか？

私たちの小豆島においても、製造業をはじめ観光業を含むすべての業界において、多かれ少なかれ各法人企業様に影響を与えたのではないのでしょうか。

各法人企業様の企業努力を重ねても、外圧にはなかなか立ち向かうことはできません。一方、政府は従業員の最低賃金の引上げを産業界にたびたび要請をかけてきております。各法人様にとりましても最低賃金の引き上げは、雇用の安定を図るには必要不可欠な手段ではありますが、各企業の事業継続性の観点からも悩ましい問題となっているのではないのでしょうか？原料価格の高騰が続く中、製造業者をはじめすべての業者が製品単価の引上げにつながっていないという現状と、毎月毎月食料品を中心に何百品目の値上げ報道がなされており、法人各社の経営をまた個人の家計を圧迫してきております。

さらに全国的な少子高齢化と人口減少問題は、当法人会管内におきましても、従業員の雇用の確保と消費拡大を願う製造業を中心とする島内経済における喫緊の課題でもあります。このような中ではありますが、小豆島法人会におきましては、全国法人会総連合並びに全国各地で活動している単位法人会と連携して、昨年の年末までに、税制担当の国会議員の皆様をはじめ、都道府県知事・同 議会議長様に、単位会におきましては市町村長・同 議会議長様に令和8年度税制改正に向けた提言活動を行いました。

令和7年度も管内法人事業者様を対象に、「給与関係税制改正を含む年末調整実務研修会」を、土庄税務署様のご支援の元、両町において開催することができました。

小豆島法人会は郡内の税務関係団体と協力して、「税のオピニオンリーダー」として公平かつ健全な税制の実現に向けて、小・中・高等学校の児童・生徒の皆さんを対象にした租税教室を積極的に各学校において開催を行い、租税教室後には小学生には「税に関する絵はがき」を、中学生には「税の標語」・「税の作文」等を、高校生には「税の作文」への応募をお願いし、応募された中の優秀作品は「税を考える週間」の11月に、管内の2ヶ所の町立図書館において作品展示会を開催し、広く町民の皆様方に観覧をいただきました。

小豆島法人会では、公益社団法人として今年も税制提言活動、租税教室開催への講師派遣、税務研修会の開催、会員企業様への福利厚生活動の推進（大同生命・AIG 損保・アフラック生命への加入拡大）、国税や地方税に対するe-Tax・eLTAXの普及促進、法人番号の活用、消費税期限内納付推進運動等の周知及び社会貢献活動としての一般公開講演会の開催を実施してまいります。

小豆島法人会では、このように引き続き税に関する情報の提供や周知を行い、研修会等を開催してまいりますので、会員の皆様方の積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

これらの取組みを行うためには、今年も引き続き税務当局・県・町・税理士会や島内の税務関係団体と連携して、法人会の目的を達成するために努めてまいりますので、講演会や各種研修会に積極的なご参加いただき、様々な知識を得て、経営に活かすことができますようにご期待して、会員企業の皆様方からさらなる法人会へのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様方にとりまして、ご健勝と企業の繁栄を重ねられますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



## 新年のごあいさつ

土庄税務署長

新地 朋彦

新年あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、公益社団法人小豆島法人会の皆様方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

山西会長をはじめ会員の皆様方には、法人会における様々な活動等を通じ、日頃から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、また、「税の Opiniオンリーダー」として、改正税法等説明会や年末調整実務研修会、小・中学生を対象とした租税教室、小豆島ふるさと商工まつり・土庄町大商業まつりでの「税金クイズ」の開催など、長年にわたり税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動や租税教育活動に熱心に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れて取り組まれております。

これらのような貴会の活動は、近年、税制改正に関する話題が尽きず、税に関する国民の関心が一層高まる中、申告納税制度の円滑な運営、ひいては社会の安定と発展に欠くことのできない重要な役割を果たされているものであり、これもひとえに皆様方のご尽力の賜物であると、改めて深く敬意と感謝の意を表する次第です。

私どもといたしましては、これまで培ってまいりました貴会との相互信頼と協調関係を維持・発展させながら、より円滑な税務行政の運営を図ってまいりたいと考えておりますので、本年も活発な貴会の活動が行われますことをご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、大きく変化しております。

国税当局といたしましては、こうした中であっても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていく必要がありますので、令和5

年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として、税務行政のDXを推進しております。

このうち「納税者の利便性の向上」につきましては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、今後もe-Taxを利用した申告やキャッシュレス納付の普及、電子納税証明書の交付拡大などに力を入れて取り組んでいくこととしております。

現状、土庄税務署管内におきましては、貴会の皆様方のお力添えもあり、e-Taxを利用した申告については相当程度の普及に至っている一方、キャッシュレス納付については未だ普及の余地が大きい状況にあります。

このため、当署といたしましては、今後、キャッシュレス納付について、これを行うことによる経理業務の効率化や現金取扱いリスクの軽減などの利便性を丁寧に説明しながら、その利用促進に強く取り組んでいきたいと考えております。

また、「事業者のデジタル化促進」について取り組むことで、税務手続だけではなく、税務を起点とした社会全体のデジタル化にも貢献したいと考えております。

しかしながら、これらのことは、私どもの力だけでは到底なし得ることはできません。

これらの取り組みを円滑に実施していくためには、関係民間団体や関係行政機関との緊密な連携が必要不可欠ですので、貴会におかれましては、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴会のますますのご発展と、役員の皆様方、会員の皆様方、そして事務局の皆様方のご健勝とご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 令和7年度納税表彰式 挙行される

令和7年11月13日、土庄税務署1階会議室において、令和7年度土庄税務署長納税表彰が授与されました。また、令和7年11月10日には、ホテルマリパレスさぬき（高松市）において、高松国税局長納税表彰が行われ、太田國博氏が受賞されました。晴れの受賞者は別掲のとおりです。

## 令和7年度納税表彰受賞者（敬称略）

### 【高松国税局長納税表彰】

香川県法人会連合会理事 太田國博  
小豆島法人会副会長

### 【土庄税務署長納税表彰】

香川県法人会連合会女性部会連絡協議会幹事 竹本佳子  
小豆島法人会女性部会副部長

### 【租税教育推進校等表彰】

小豆島法人会会長 山西健司



# 令和7年度中学生の税に関する作文等 表彰式挙行される

令和7年11月13日、土庄税務署1階会議室において、令和7年度中学生の税に関する作文等の表彰式が挙行されました。

小豆郡納税貯蓄組合連合会・小豆郡租税教育推進協議会および小豆島間税会が、租税教育の一環として郡内の中学生から「税に関する作文」並びに「税に関する標語」の募集を行い、その入賞者の表彰が行われました。栄えある受賞者は次の方々です。

## 令和7年度税の作文表彰受賞者（敬称略）

四国納税貯蓄組合連合会長賞

小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞 最優秀賞  
小豆島中学校3年 橋本心春

土庄税務署長賞  
土庄中学校3年 億知宙  
土庄中学校3年 丹生理子

土庄町長賞  
豊島中学校3年 竹中涼音

小豆島町長賞  
小豆島中学校3年 森咲心

小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞 優秀賞  
土庄中学校3年 岡田悠生  
小豆島中学校3年 長瀬悠加  
小豆島中学校3年 山下乃愛

小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞 入選  
土庄中学校3年 岡野紗依  
豊島中学校3年 永井海咲  
小豆島中学校3年 坂下夢実

小豆郡租税教育推進協議会長賞  
土庄中学校3年 濱中優花  
小豆島中学校3年 原田れいる  
小豆島中学校3年 松本旺真

特別賞（四国税理士会土庄支部長賞）  
小豆島中学校3年 白匂大翔  
"（小豆島法人会長賞）  
小豆島中学校3年 友永蔵夢  
"（小豆青色申告会長賞）  
土庄中学校3年 三枝和貴  
"（小豆島間税会長賞）  
小豆島中学校3年 小野誠司



税に関する優秀作品受賞者

令和7年度税の標語表彰受賞者 (敬称略)

小豆島間税会 会長表彰 小豆島中学校3年 荒井温花

税を知り 納めて守ろう 生活を

土庄税務署 署長表彰

土庄中学校3年 植松こまち

支えるよ あなたのくらしその税で

入選 小豆島中学校3年 松岡のい  
納税でつくろうみんなで輝く未来

入選 小豆島中学校3年 内田珠生  
納税で思い描こう 未来の笑顔

入選 土庄中学校3年 島彩花  
税金を知って分かった町作り

小豆郡租税教育推進協議会 会長表彰

小豆島中学校3年 岡文音

税金は 社会をつくる 幸せの種

入選 土庄中学校3年 佐伯弥那人  
税金は 豊かにくらす 第一歩

入選 小豆島中学校3年 白木 稟  
つなげよう 未来のために 税金を

入選 豊島中学校3年 秋山宗哉  
税金で築こう 僕らのまち

令和7年度税に関する絵はがき優秀作品 (敬称略)

香川県法人会連合会会長賞  
最優秀賞  
苗羽小学校6年 岡崎結香



土庄税務署長賞  
星城小学校6年 吉永香乃子

小豆郡租税教育推進協議会長賞  
苗羽小学校6年 明田亜美



入選  
苗羽小学校6年 大林 咲



入選  
豊島小学校6年 竹中 奏



入選  
土庄小学校6年 丁 愛泉



入選  
池田小学校6年 濱口 若



入選  
安田小学校6年 高橋空偉

## 税金とは？

小豆島中学校・3年

友永 葳夢 さん

みなさんは、「税金」ときいてどのようなイメージがありますか。テレビやSNSで耳にするけれど、難しくて、くわしいことはよく知らないという人が多いと思います。僕も以前は、「大人にしか関係ない」と思っていました。学校で税金のことについて学んで、僕たちの生活について深い関わりがあることに気づきました。

まず、学校生活では、建物を建てたり教科書を配ったりするのに多くのお金がかかっています。そのお金の一部は、実は税金から出ているのです。今では、タブレットや給食費でも税金から出ている。僕たちが安心して学校で勉強できるのは税金のおかげなのだと知って、驚きました。

また、みなさんが使用する病院、消防、警察といった社会の仕組みも税金によって支えられています。もし、税金がなかったら、けがや病気になったときに病院に行けなかったり、火事や事件が起こったときに、消防車やパトカーが来なかったりするかもしれません。僕たちが、安全で便利な生活を送れるのは、税金があるからだと分かりました。

けれど、税金はただ、便利だから必要なものではありません。大切なのは、みんなでお金を出して、社会をよくしていこうという考え方だと思います。授業でも、一人のお金だけでは橋が作れなかったけれど、一人一人からお金を集めると、作ることができて、平等に集めることが大切だと分かりました。税金には「助け合い」の気持ちが込められているのだと思います。

僕はこのことを知ってから、税金に対する考えが変わりました。前は「取られるもの」というイメージだったけれど、今は「みんなで支えて生きていくためのお金」だと思えるようになりました。

しかし、税金には課題もあります。ニュースでは、「使い方がむだではないか」という声を聞いたことがあります。本当に必要なお金だと知ってもらい、どう活かされているのかを知ろうとすることが大切だと思います。

税金は、僕たちの日常に当たり前のように存在しています。しかし、その当たり前を支えているのは税金で、これからは「税金は社会にはなくてはならない」ということを忘れずに生活していきたいと思います。

# 税金で作る平和な日本

土庄中学校・3年

三枝和貴さん

僕は税金は自分の手元に残るお金が少なくなるからいやだと思っていましたが、税金があるおかげで平和に日本で暮らせているのだなと思いました。

でも僕が気になることが一つあります。それは七月二十日投開票の参議院選挙で、野党の一部の党が国民に訴えている言葉です。それは「消費税の減税・廃止・段階的な廃止・期限付での廃止。」などを訴えているのをニュースで知り、なぜ消費税を廃止にしたり減税したりするのだらうと感じました。僕がそう思った理由は、税収の中でも重要な三つの税の中にあるのも理由の一つですが、一番に思ったのは減税や廃止にしても、国の財源は安定するのか疑問に思ったからです。税金の役割は公共サービスなどの維持や管理などに使われていますが、税金を減税・廃止にしてしまうと収入が減少してしまい本当に税金が必要なのにお金が不足し、平和な日本ではなくなってしまうし、税金で賄っていたことも自分達がお金を支払うようになってしまうかもしれません。もしそのようなことになれば、今自分の手元に残っているお金より少なくなるかもしれません。僕はそのようになるのは嫌です。だから今の暮らしを維持もしくは改善したいならば、しっかり税金を支払っていきましょう。

今、日本の支出でトップの社会保障。今起こっている問題は少子高齢化で、社会保障の費用が増加している中で費用を賄う働き手が減少して高齢者の年金が減少しています。それを止めるためには、私たちが支払っている税金がとても必要になるのです。ですが自分達の暮らしを良くしようと税金を減税・廃止にすれば確実に日本の経済は停滞し、良くなるどころか悪化の一途をたどることになると思います。みなさんはそれになるのは嫌ですよね？そうならないために今、出来ることは国民はしっかり税金を支払い、そして政府には優先順位を決めて有効な税金の使い方をすれば、確実に日本の経済などは良くなると思っています。

僕が今、皆さんに伝えたいのは、自分達の生活を良くしようとするために、税金を廃止か減税にしてしまおうとはしないでください。自分達の生活には税金は欠かせないという意識を常に持って生活して、日本国民みんなが毎日のよりよい生活を作っていこうとしていこうではありませんか。政府の方々には税金をムダに使わず、使うべき事柄に税金を使用してください。税金を必要としないことには税金を使わないでください。それをすぐに実行すれば、よりよい税金の使い方になると僕は思います。社会保障のために防衛関係などに税金をムダに使わず余分なコストをさくげんして、社会保障の方にたくさんお金をかけて、高齢者の方々の生活を支援してあげてください。政府には日本国民全員の生活が安定するような政策、税金の使い方をしてください。税金は増税せず、政府が中心となりしっかりした政策を国民に示してみてください。

令和7年度・中学生の「税に関する作文」

特別賞（小豆青色中告会長賞）

## 身近な税金

小豆島中学校・3年

小野誠司 さん

私は最近よく、テレビやインターネットで税について耳にするようになった。そこで身近な税金の使われ方について考えてみることにした。そうして考えてみると、自分の生活は税金に支えられていると感じた。普段、意識することが少ないが、たくさんの場面で税金の恩恵を受けている。たとえば、道路のことだ。前までは道の幅がせまく、自転車で通るとき車と近く、接触しそうになることが多くあった。だが最近の工事で道の幅が広くなり、快適に自転車で通ることができるようになった。

学校では、夏は毎日エアコンがついていて涼しく過ごすことができている。また町からタブレットが貸し出されており、タブレットを使うことで、幅広い授業が受けられている。

医療系では、テニスコートの近くにあるヘリポートに、よく来るドクターヘリが印象に残っている。島で急なけがや病気で体調が悪化し、高松の大きな病院に行かなければいけないとき、船だと時間がかかるがドクターヘリだと、すぐ向かうことができる。

福祉では、私の祖母がいる介護施設が税金で動いている。介護施設がないと祖母を家で介護する必要があるので、とても助かっている。

こうして振り返ると私の生活のほとんどが、税金によって支えられていると改めて思った。税金は、「取られてしまうもの」ではなく「みんなで出し合っで生活をよくするためのもの」だと思うようになった。

今回、税金の身近な使われ方について考えてみて、当たり前だと思っていた生活が、実はたくさんの支えで成り立っていることに気がついた。道路が広がったことも、学校での快適な暮らしも、ドクターヘリも、祖母の介護も、すべて税金があるから実現している。

これから私が大人になって、お金をかせげるようになったとき、必ず税金をたくさん納めることになる。そのときに、「なんでこんなにたくさんのお金を納めているのだろうか。」となったとき、このことを思い出し、しっかり納税し社会に貢献したいと思う。

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### 【法人課税】

#### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以降、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをないよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。</li> <li>イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。</li> <li>ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。</li> </ul>

#### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

#### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上の</li> </ul>

	<p>もの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>
--	---

#### 4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄附件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。</li> </ul>

### [事業承継税制]

#### 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。</li> </ul>

### [その他]

#### 「年取の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年取の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税の基礎控除について、合計所得金額2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。なお、2年間に限り、年取に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。</li> <li>給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。</li> </ul>



国や地方公共団体は、より便利で効率的な社会の実現を目指し、  
金融機関と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。



# 国税のお支払は e-Tax 画面でわかる! キャッシュレス納付の かんたん 操作ガイド



- STEP1 e-Tax にログインし、申告書のデータを作成・送信します。
- STEP2 e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に納納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3 「各種手続・サービス」（下欄参照）から、利用する納付手段を選択します。

## 受信通知（納付区分番号通知）

「各種手続・サービス」 実際の受信通知の画面

**ダイレクト納付**

お支払いただいた納付区分番号がダイレクト納付を行うことができます。

ダイレクト納付を選択する

納付区分番号を選択する

---

**電子納税**

（ATMやインターネットバンキング、セディナバンキング）をご利用の場合は、お支払の金額を入力してください。（請求書の金額、納付区分番号を入力してください。）

納付区分番号	00000
納付区分	納付区分番号を入力してください。
納付額	納付額を入力してください。
納付区分	712100000
支払期日	令和6年10月1日
納付金額	10000円

インターネットバンキングにより簡単に納付が可能です。（インターネットバンキングは、事前に「インターネットバンキング」を設定してください。）

インターネットバンキング

---

**スマホアプリ納付**

スマホアプリ納付を行うには、「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマホアプリ」をダウンロードして、お支払の金額を入力してください。なお、「国税スマホアプリ」は、国税庁のウェブサイトからダウンロードが可能です。

納付区分	納付区分番号
納付金額	10000円

スマホアプリ納付

---

**クレジットカード納付**

クレジットカードにより納付を行うには「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払いガイド」で納付手順を確認してください。なお、「国税クレジットカードお支払いガイド」は、国税庁のウェブサイトからダウンロードが可能です。

納付区分	納付区分番号
納付金額	10000円

クレジットカード納付

## 各種キャッシュレス納付の操作方法

**ダイレクト納付**

引当額と口座や納付日を選択するだけで手続完了です。

⚠️ダイレクト納付が表示されない方  
ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の届出が必要です。

**インターネットバンキングによる納付**

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

**スマホアプリ納付**

利用するPay 払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

**クレジットカード納付**

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は  
国税庁ホームページをチェック!

個人の方におすすめの「簡単納税」もこちらから。



国税庁ホームページ



地方税のお支払は **簡単**

エール キューアール  
eL-QR で **いつでもどこでも**  
**キャッシュレス納付**

都道府県・市区町村から届いた「eL-QR」の印字された  
納税通知書・納付書をご用意ください。

### \\ 選べるお支払方法 ① //

利用できるスマホ決済アプリの一覧はこちら



- スマホから  
「〇〇ペイ」  
「〇〇払い」で  
納付したい

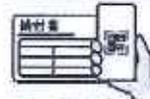


#### STEP 1



スマホ決済  
アプリを起動

#### STEP 2



eL-QRを  
読み取り

※読み取り後に表示される  
金額等を確認してください

#### STEP 3



支払を実行

納付完了!

### \\ 選べるお支払方法 ② //

地方税お支払サイトの特権やeL-QR利用方法の詳細はこちら



- クレジットカードで  
納付したい
- インターネットバンキングで  
納付したい
- 2枚以上の納付書をまとめて  
納付したい



#### STEP 1



地方税お支払  
サイトにアクセス

#### STEP 2

「お支払サイトで  
お支払い」  
からeL-QR  
読み取り画面へ

#### STEP 3



eL-QRを読み取り

※読み取り後に表示  
される金額等を  
確認してください  
※2枚以上の納付書が  
ある場合は紙添付で  
読み取ってください

#### STEP 4



支払方法を選択

支払を実行

納付完了!

## よくあるご質問 Q&A

- Q1** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
- A1** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。※システム利用料は、地方税共同徴収、各地方団体の収入になるものではありません。
- Q2** 届いた納付書にeL-QRがありません。
- A2** 都道府県や市区町村によりeL-QRが利用できる税金の種類が異なります。納付書にeL-QRがない場合は、納付書に記載のある納付方法や納付場所での納付してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# 高松国税局からのお知らせ

～ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー ～



## 体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- インターネットバンキングによる納付

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく何度でも体験できます!!

## 簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



## Youtubeに動画を公開しました!

使ってみよう! 『キャッシュレス納付体験コーナー』  
～源泉所得税～【高松国税局】

(PC版)



(10分44秒)

(スマホ版)



(9分36秒)

## 公益社団法人小豆島法人会第13回通常総会報告 並びに公益社団法人小豆島法人会臨時理事会報告



公益社団法人小豆島法人会は、昨年5月23日(金)の午後2時30分から、小豆島町池田にある小豆島ふるさと村の小豆島ふるさと荘交流センターにおいて、上庄税務署長 植山 猛様、香川県税事務所長 梶野智喜様、四国税理会土庄支部長 久川博史様、上庄町長 岡野能之様、小豆島町副町長 谷本静香様ほか関係団体から多数のご来賓をお迎えして盛大に開催されました。総会は、司会の田村哲也副会長の開会のことばにより開会を行い、引き続き司会者より来賓紹介が行われました。

山西健司会長による会長あいさつの後、開議に先立って、昨年度始めて租税教室の講師を務められた法人会女性部会員の 藤本智子様と法人会青年部会員の 丹生茂希様に小豆郡租税教育推進協議会の副会長である上庄税務署長の 植山 猛様より感謝状が授与されました。

引き続き司会の田村副会長から出席人員報告が行われ、会員総数380社の過半数を越える257社の出席があり、総会は成立をした旨の報告がなされました。会議の議長には、定款第14条の規定により、山西会長が就任、議事録署名人に 西口幹男氏(㈹小豆島清掃社)、岡田尚士氏(岡田食品工業株)の両氏を指名して、議事に入りました。

第1号議案、令和6年度の決算報告の承認の前に、西崎博史監事より監査報告が行われ、原案どおり承認可決されました。第2号議案、役員選任案の承認についての審議に先立ち、事務局長より、役員選任案の選任方法についての経緯が報告された後、理事41名・監事3名の候補者の名前が読み上げられ、その後に審議が行われ原案どおり承認可決されました。代表理事及び業務執行理事の選任については、総会後の臨時理事会で選任されました。(選任内容は、別途記載のとおり)

続いて、理事会での承認事項の報告が行われ、出席者全員の賛成により承認され、平穩に審議事項並びに報告事項のすべてが終了しました。

上庄税務署長 植山 猛様、香川県税事務所長 梶野智喜様、上庄町長 岡野能之様及び四国税理士会土庄支部長 久川博史様より、来賓者を代表してご祝辞を頂戴しました。

祝電4通が披露され、葛西孝通副会長が閉会のことばを述べ、第13回通常総会を終了しました。

### 通常総会及び総会後の臨時理事会における決定事項

(代表理事・業務執行理事・監事の方々は、下記のとおりです。)

代表理事(会長)	山西 健 司	丸島醤油株式会社
業務執行理事(副会長)	丹 生 兼 宏	株式会社 トミウン
業務執行理事(副会長)	田 村 哲 也	小豆島貨物運輸株式会社
業務執行理事(副会長)	太 田 國 博	まるおモータース株式会社
業務執行理事(副会長)	葛 西 孝 通	有限会社 葛西正商店
業務執行理事(副会長)	木 下 達 也	内海港運株式会社
業務執行理事(副会長)	岡 田 尚 士	岡田食品工業株式会社
監 事	川 野 哲 朗	株式会社 川野回酒店
監 事	岡 本 芳 郎	岡本海運有限会社
監 事	田 川 幸 三	田川石材工業所(外部監事)

第13回通常総会において選任された理事の担当委員会については、総会後の臨時理事会において下記のとおり承認されました。

○ 委員会構成について

委員会委員名簿

(平成7年5月23日選任) (敬称省略)

区分	総務委員会	組織委員会	税制委員会	広報委員会	研修委員会	厚生委員会	
担当 副会長	丹生兼宏	太田岡博	岡田尚士	田村哲也	葛西孝通	木下達也	
委員長	田中良幸	須佐美裕一	高橋秀年	井上智博	渡邊修永	井順也	
副委員長	照下修平	野村純一	佐伯直治	丹生則幸	桑原健望	月章司	
委員	十庄町	西崎暢仁	山本千只	島啓佐	佐伯一征	西口幹男	柳生敏宏
	小豆島町	森川佳則	長町憲二	大野英作	紘田和孝	高尾豊弘	安藤研一
		矢田常寿		近本幸穂	金子泰久		緋田古太郎
				大森哲志			森あかね
	青年・ 女性			木山実			
森本勝也							
	西滝絹江						
	東川里恵子						

香川県法人会連合会総会

令和7年6月27日、(一社)香川県法人会連合会第13回定時総会が午後4時から、リーガホテルゼスト高松において、高松国税局課税部長様、香川県知事様、四国税理士会香川県支部連合会会長様ほか多数のご来賓の方々のご臨席のもと、県下法人会より役員多数が出席して開催されました。

この総会の会場において、小豆島法人会より下記の方が、日頃の法人会活動にたいして役員功労者表彰を受賞されました。

- 令和7年度全国法人会総連合会会長表彰受賞者 副会長 城上哲文氏
- 令和7年度香川県法人会連合会会長表彰受賞者 理事 石床隆則氏  
理事 丹生則幸氏

県法連税制委員会		県法連専門委員会委員		(一社)香川県法人会連合会		四国法人会連合会		役員名簿
副委員長	岡出尚士	総務委員	丹生兼宏	副会長	山西健司	理事	山西健司	役員名簿
組織委員	太田岡博	理事	木下達也	理事	丹生兼宏	理事	丹生兼宏	
税制委員	高橋秀年	理事	西孝通	理事	田村哲也	理事	石床隆則	
広報委員	田村哲也	理事	太田岡博	理事	山田健司	理事	丹生兼宏	
研修委員	葛西孝通	理事	西孝通	理事	丹生兼宏	理事	石床隆則	
厚生委員	木下達也	理事	丹生兼宏	理事	丹生兼宏	理事	丹生兼宏	

## 青年部会第13回交流会議開催 — 新部会長に森本勝也氏を選任 —

令和7年8月26日(火)、午後7時から小豆島法人会事務局（小豆島青年会議所会館）において、公益社団法人小豆島法人会青年部会の第13回交流会議が開催されました。

森本勝也 副部会長の司会により開会し、高橋秀年 部会長のあいさつに引き続いて開議を行いました。

事務局より令和6年度の事業報告並びに収支内訳報告、会員の現況報告、並びに令和7年度の事業計画案が提案され、出席者による承認がなされたあと、役員改選が行われ新役員が選任されました。新役員を代表して 森本勝也 新部会長のあいさつの後、ひき続いて、令和8年度に予定されている第40回法人会全国青年の集い（島根大会）において、小豆島法人会青年部会が高松国税局管内の四国にある26法人会青年部会を代表して、小豆島法人会青年部会員が行っている租税教室等の租税教育活動のプレゼンテーション活動についての話し合いが行われ、令和7年度の青年部会の活動は部会員全員が協力して、租税教育プレゼンテーションに頑張っていこうと決議された後、公益社団法人小豆島法人会青年部会第13回交流会議は閉会しました。

新たに選任された役員は、別記のとおりです。

### (公社)小豆島法人会青年部会役員

部会長	森本勝也	春日堂 隼	土庄町小瀬
副部会長	柳生敏宏	小豆島ヘルシーランド 隼	土庄町柳
〃	望月章司	隼環境プラン	小豆島町寮生

## 女性部会第13回交流会議開催 — 部会長に西滝絹江氏を再任 —

令和7年6月26日(木)、午前12時50分から小豆島ふるさと村 ふるさと荘交流センターにおいて、公益社団法人小豆島法人会女性部会の第13回交流会議に、土庄税務署調査部門 統括国税調査官 岡崎士郎様、親会から会長 山西健司 様を来賓に迎えて開催されました。

太田友美 副部会長の司会で、竹本佳子 副部会長の開会のことばにより開会し、西滝絹江 部会長のあいさつに引き続いて、事務局より令和6年度の事業報告並びに収支内訳報告、会員の現況報告、令和7年度の事業計画案が提案され、出席者による承認が行われたあと、役員改選が行われ新役員が選任されました。

新役員は前年度に引き続いて、部会長に西滝絹江氏を再任し、新役員を代表して 西滝絹江 新部会長のあいさつに、ひき続いて、来賓として出席されている、土庄税務署統括国税調査官 岡崎士郎様、親会の会長 山西健司 様からご挨拶をいただいた後、東口里恵子 副部会長の閉会のことばで公益社団法人小豆島法人会女性部会第13回交流会議は閉会しました。

第13回交流会議の閉会后に、香川県小豆総合事務所健康福祉課 清水亜矢様を研修会の講師にお招きして、「望ましい食生活について」～1日3食・まず野菜～と題して、日常おろそかになりがちな食生活について、プロジェクターを使いながら栄養面を考えた食生活の大切さを参加者にわかりやすい言葉で説明を行っていただきました。その後でデジメーターによる健康管理を交流会議参加者にいただき、参加者にとって有意義な研修会となりました。

新たに選任にされた役員の皆さんは、別記のとおりです。

### (公社)小豆島法人会女性部会役員

部会長	西滝絹江	香川ビルサッシ工業 隼	土庄町鹿島
副部会長	東口里恵子	南東口組	土庄町小瀬
〃	竹本佳子	隼竹本組	小豆島町安田
〃	近本美香	香川船渠 隼	小豆島町草薙本町
〃	丹生圭子	富丘モーターズ 隼	土庄町上庄
〃	石井啓子	隼三好京染店	小豆島町安田
〃	須藤奈美	(一社)こころざす	土庄町小馬越

— 令和8年度税制改正に関する提言 —

# 行動する法人会



全法連では、令和8年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

## 自由民主党

11月4日

税制調査会長 小野寺 五典 氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、田中専務理事

## 自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 塩崎 彰久 氏 他



## 日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 梅村 聡 氏 他



## 立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 重徳 和彦 氏 他



## 公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 杉 久武 氏 他



## 国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 古川 元久 氏 他



**財務省**  
12月4日

財務大臣 **片山 さつき氏**



左から片山財務大臣、池田兼頭副会長

**財務省**  
11月17日

財務副大臣 **舞立 昇治氏**



左から田中等務理事、丸山税制副委員長、舞立財務副大臣、飯野税制委員長

**厚生労働省**  
11月13日

厚生労働副大臣 **長坂 康正氏**



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

**国税庁**  
12月10日 表敬訪問

長官 **江島 一彦氏**  
次長 **田原 芳幸氏**  
課税部長 **高橋 俊一氏**



左奥から高橋課税部長、江島国税庁長官、田原次長  
右奥から飯野税制委員長、高橋会長、田中等務理事

**総務省**  
10月14日

自治税務局長 **寺崎 秀俊氏**



左から田中等務理事、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

**中小企業庁**  
10月22日

長官 **山下 隆一氏**  
事業環境部長 **坂本 里和氏**



左から坂本事業環境部長、田中等務理事、丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

# 令和8年度税制改正に関する提言(要約)

## 第41回法人会全国大会(高知大会)にて決議される(令和7年10月16日)

### 《基本的な課題》

#### 1. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精微な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の

急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

### 3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず臆より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を 単視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

### 4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

## 5. 今後の税制改革のあり方

### Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

##### (1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

## (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化するべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ 1,600 万円程度に引き上げること。

## (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

## (4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

## (5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

## (6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

## 2. 事業承継税制の拡充

### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

### (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

### (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和 8 年 3 月末日）と特例制度の適用期限（令和 9 年 12 月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

### 3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

### Ⅲ. 地方のあり方

- ・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
  - (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
  - (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

### Ⅳ. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

## 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき

- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
  - (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

## 2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

## 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

## 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

## 5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証



税金のことは迷わず税理士へ

四国税理士会  
土庄支部

土庄税務署管内  
登録税理士名簿

(税理士)

土庄町  
岡 英一  
〒62-1-185番

土庄町  
池本 隆一  
〒62-1-185番

小豆島町  
上谷 勉治  
〒82-2-281番

小豆島町  
久川 博史  
〒82-0-807番

土庄町  
加藤 靖雄  
〒62-1-416番

土庄町  
税理士法人 岡 会計  
〒62-1-185番

小豆島町  
税理士法人  
岡 会計内海事務所  
〒82-0-807番

# 新入社員研修で感じた「今どきの若者」の傾向と対策

株式会社ジェイック HRドクター編集長 古庄拓

私が所属するジェイックでは、毎年数百人を超える各社の新入社員に研修を実施しています。その中で感じた「今どきの若者」の傾向と対策のヒントを紹介しますので、20代の新人や従業員が在籍している、または採用を検討している企業の方は、ぜひ一読ください。

まず感じるのは、会社へのロイヤリティの低下です。終身雇用と年功序列が崩れ、転職が当たり前となった中で、会社は「報酬をもらい成長するための場」であり、一生この会社にいる」という考えは少数派です。「すぐ辞めたがる」「全力を出さない」という意味ではなく、「成長できるか?」「時間・苦勞と報酬が見合っているか?」を冷静に見ているということ。今の若手社員は、日本経済に右肩上がりの希望が少ないからこそ、安定志向が強くなっていきます。ただし、「安定」の定義が昔と変わっています。彼らが

望む安定とは自分の市場価値が高まることを意味し、成長意欲と結びついています。会社の安定や業績、今の待遇よりも「自分が成長できるか」「市場で通用するスキルが身につくか」「待遇や年収が将来どうなるか」という見込を大切にしているので、指導や採用時には「この仕事でどんなスキルが身につくか」「市場でどう通用するのか」を明確に伝えることが有効です。例えば、「資格とこの経験を積みば市場価値が高まる」といった形で、経験と成長が「武器」になることを伝えると、意欲や定着率の向上につながります。

次に積極的な対人関係には慣れていないが、人間関係を拒むわけではないことです。時代の変化に伴って、「文句を言わず言うことを聞け」「年上だから敬意を払え」といった人間関係は明確に嫌われます。またコロナ禍の影響で、リアルコミュニケーションの機会が減り、上司や先輩に

自分から話しかける若者は減っています。一方で、自己成長(=安定)のためにダメ出しやフィードバックで関わってくれる上司や先輩は、若手に望まれていきます。大切なのは上手に日練ではなく、対話の姿勢でフィードバックを行うことです。「これは○○だから、こうした方が良い」と理由と修正点を伝え「なぜそうしたか?」など相手の気持ちを聞く、寄り添う一言を添えるとよいでしょう。

また、「タイバ(タイムパフォーマンス)」志向であることも忘れてはいけません。YouTubeやSNS、生成AI等で(彼らの主観では)効率的な情報取得に慣れており、時間の無駄を避ける傾向にあります。したがって、「私が若いころは……」等の長々しい説教やフィードバックは逆効果です。気持ちに寄り添う一言を添えつつも、合理的かつ端的に伝えることが重要です。

今の若手社員は、「帰属意識」や「上下関係」を強要されると離れますが、「個」として尊重されれば進んで関わろうとします。誠実で筋が通った説明にはきちんと応えてくれます。「うちの会社はこうだから」「昔はこうだった」等の説明では動かないのも彼らなりの真面目さです。育てる覚悟と向き合う姿勢があれば、きっと心えてくれるでしょう。

**【筆者紹介】**  
古庄拓(ふるしやう、たく)  
1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリクルー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報発信するメディア「HRドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している。

# 活動報告 ①



監査会 (R7.4.7)



第1回正副会長会 (R7.4.11)



第1回理事会 (R7.4.14)



小豆郡租税教育推進協議会総会 (R7.5.22)



租税教室講師感謝状贈呈 (R7.5.23)



第13回通常総会 (R7.5.23)



通常総会后臨時理事会 (R7.5.23)



第1回税務研修会 (R7.5.23)



県法連第1回理事会 (R7.5.28)



女性部会第13回交流会議 (R7.6.26)



女性部会研修会 (R7.6.26)



香川県法人会連合会第13回定時総会 (R7.6.27)



青年部会県青連協第13回交流会議 (R7.7.22)



青年部会第13回交流会議 (R7.8.26)



「税の給はがき」優秀作品選考会 (R7.8.27)



小豆島税務関係5団体連絡協議会第20回定時総会 (R7.8.27)



第2回正副会長会 (R7.10.7)



第2回税務研修会 (R7.10.27)

## 活動報告 ②



小豆島町ふるさと商工まつり (R7.10.26)



第2回理事会 (R7.10.27)



福利厚生制度推進連絡協議会 (R7.10.27)



土庄町大商業まつり (R7.11.2)



令和7年度税法等説明会 (R7.11.5)



女性部会日帰り研修旅行 (R7.11.7)



女性部会社会奉仕活動(海岸清掃) (R7.11.18)



税に関する作品展(小豆島町会場) (R7.11)



税に関する作品展(土庄町会場) (R7.11)



年末調整事務実務研修会(小豆島町会場) (R7.12.1)



税制提言活動(小豆島町) (R7.12.8)



年末調整事務実務研修会(土庄町会場) (R7.12.1)



税制提言活動(土庄町) (R7.12.12)



# 租 税 教 室



租税教室講師養成研修会(小学生向)(R7.4.26)



星城小学校 (R7.6.3)



百羽小学校 (R7.6.13)



安田小学校 (R7.6.23)



土庄小学校 (R7.7.1)



豊島小学校 (R7.7.2)



池田小学校 (R7.7.8)



租税教室講師養成研修会(中学生向)(R7.6.24)



土庄中学校 (R7.7.3)



小豆島中学校 (R7.7.4)



小豆島中央高校 (R7.12.12)

# 小豆島会よりインターネットセミナーのご案内

小豆島法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます  
<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/shodoshima/>

〇〇会 検索で検索いただけます

インターネットセミナー

初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー  
～経理の知識・スキル・流れをキチンと学べるから～

視聴は無料です

はじめに  
経理とは何の職？ 経理管理  
経理資料って何の役に立つ？  
→ 会社の 経営状態 がひとめでわかる  
経理資料は社長にとって  
今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインID: [ ] パスワード: [ ] ログイン

ID・パスワードは **会員ID:hj3011 パスワード:4303**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

**お勧め** 「昭和100年」に見る日本経済への教訓

大阪経済大学特命教授 / 経済評論家  
 榎田 健

**お勧め** 中小企業経営者が知るべきアメリカの政策動向

公開期間：2026年1月末  
 上智大学 総合グローバル学部 総合グローバル学部  
 教授(准学部長) 榎田 健

**お勧め** 中国ビジネスの新常識と企業防衛

安全保障ジャーナリスト  
 古寺 ケンジ

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	<b>NEW</b> ミスをゼロにする仕事術	宇部出 雅巳	46分	一般経営	<b>NEW</b> 「豊臣兄弟」の成功と失敗	榎田 健	40分
	自衛隊式！組織を強くする人材育成	古永 ケンジ	45分		選ばれる店になる接客戦略 小さなお店こそ“人”と“AI”で強くなる	橋本 宗	33分
	信頼を築き、成果を出す！「探検力」と「質問力」	生駒 正明	47分		小さな会社のための評価制度 離職防止と成果の確立	小澤 将司	45分
外部問題で足をすくわれない経営を目指して	米澤 幸吾	61分	AIを活用して顧客満足度向上！ 公開期間：2026年1月末まで		川原 宗則	75分	
政治経済	コンビニを見たら日本経済が分かる	越辺 広明	43分		周年記念事業の本質と未来戦略	長井 伸樹	32分
	世界の未来が見えてくる	栗山 真司	45分	<b>NEW</b> 顧問税理士の遊び方と活かし方	長尾 元彦	36分	
ライフスタイル	自分らしく人生楽しく生きてみよう！	自覚 真由美	32分	資格・財務	初心者でもよくわかる！簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	日本が誇る“きもの”文化（後編）	三宅 てる乃	26分		ハラスメント予防セミナー	小澤 将司	38分
	親が知るべき！子どものスマホ安全ガイド	鈴木 朋子	34分		中小企業の障害者雇用 はじめの一步	木下 又彦	40分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一割です。

お問い合わせは小豆島法人会事務局まで **TEL : 0879-62-4303**

いちご通信 2025-26.冬

法人会女性部会

# いちごプロジェクト



## 節電にご協力ください。

無理なく

無駄なく

快適に

### 「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。



### 法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され、約70万社の企業が加入しています。

法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

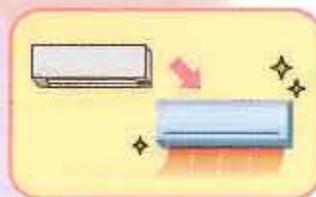
## ご家庭でできる節電と省エネ対策

### ウォームシェアや省エネ型機器への買い換えも効果的!

「ウォームシェア」とは、みんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけてお家の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や公園にでかけてリフレッシュしたり、体を動かせば健康づくりにも役立ちます。

古い機器を使っている家庭では省エネ型機器への買い換えも有効です。例えば、今どきの省エネタイプのエアコンは10年前のものに比較して、約15%の省エネとなります。



### お役に立ちます! 冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも、就寝時に布団やベッドに入れておけば、朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すれば、さらに省エネ&エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



# わが家の節電メニュー

期間 12月～3月

寒い冬は、外気温と室温の差が大きくなり、エネルギーの使用が増える季節です。ライフスタイルに合わせて、無理のない範囲で節電に取り組みましょう。ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

### 暖房



重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げましょう。

節電効果 約2%



窓には厚手のカーテンを掛けましょう。

節電効果 約0.7%



こたつや電気カーベットの設定温度は高すぎないようにしましょう。

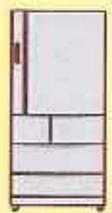
節電効果 約0.7%



エアコンのフィルターは定期的に清掃しましょう。

節電効果 約0.7%

### 冷蔵庫



強中弱

冷蔵庫の冷やしすぎを避け(強→中)、扉を開ける時間を短らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。

節電効果 約1%

### 照明



リビングなどの照明の明るさを下げましょう。

節電効果 約1%

不要な照明は消しましょう。

節電効果 約4%

### テレビ



省エネモードに設定し、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。

節電効果 約1%

### 調理



炎は鍋底からはみ出さないように火力を

節電効果 約0.3%



温度を下げる

お皿を洗うときのお湯の温度を下げる。

節電効果 約0.6%

### ONE POINT 節電ワンポイント

エアコンフィルターの掃除などで電気を効率的に使い、電気使用量を「減らす」だけでなく、夕方5時から夜9時頃に電気の消費量が増える傾向にあり、調理時間や乾燥機などの利用時間を「ずらす」、省エネ型製品や高効率給湯器への買い換えなど「切替える」ことも有効な方法です。

総務省の「省エネ製品情報サイト」を活用しながら、家電製品等の製品を選ぶときに省エネ型製品であるかをポイントに選んでみるのもよいでしょう。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/choice/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/choice/)

※「節電効果」は1日間の家庭での電気使用量に対する節電効果の概算値です。地域・気象条件等によって節電効果は変動します。

出典：資源エネルギー庁・省エネメニュー

## 公益社団法人小豆島法人会女性部会

〒761-4301 香川県小豆郡小豆島町池田3939番地12 小豆島青年会議所会館内  
 TEL (0879) -62-4303 FAX (0879) -62-5230

法人会では冬の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。


<https://www.zenkokuhoinkai.or.jp/joseibukai/ichigoproject.html>


公益財団法人  
 全国法人会総連合 女性部会連絡協議会



法人会「いちごプロジェクト」サイトはこちら →



## 会員の皆様へ

下記届け出事項に変更がございましたら、お手数をおかけいたしますが FAXにてお知らせください。

### 公益社団法人 小豆島法人会会員届出事項変更届

令和 年 月 日

公益社団法人 小豆島法人会事務局行 (FAX 0879-62-5230)

法人名

代表者名



下記の通り届出事項に変更があったのでお届けいたします。

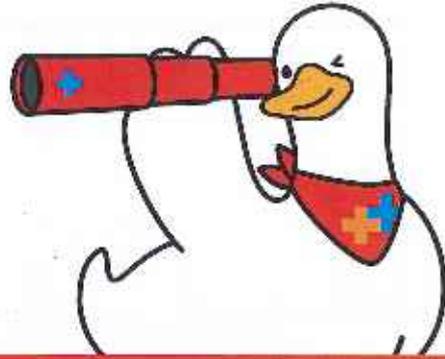
届出事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
資本金		

※ 当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、会報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、  
堅実で柔軟な安心を。



<p><b>特長1 増やす</b></p> <p>将来に向けた資金を確実に増やすことができます。</p> <p>⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。</p>	<p><b>特長2 備える</b></p> <p>万が一のときの死亡保険に加え、介護保険にも備えられます。</p> <p>※40歳未満は、介護保険会の支払対象外です。</p>
<p><b>選ぶ</b> 将来、必要な保障にあわせてご希望のコースを選択できます</p> <p><b>介護</b> <b>死亡</b> <b>医療</b> <b>年金</b></p> <p>※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。</p>	<p><b>無告知で</b> 加入時も、将来コースを選択する際も、健康状態に関する告知は不要です</p> <p>※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。</p>

ご契約例

**契約者・被保険者**  
男性 30歳

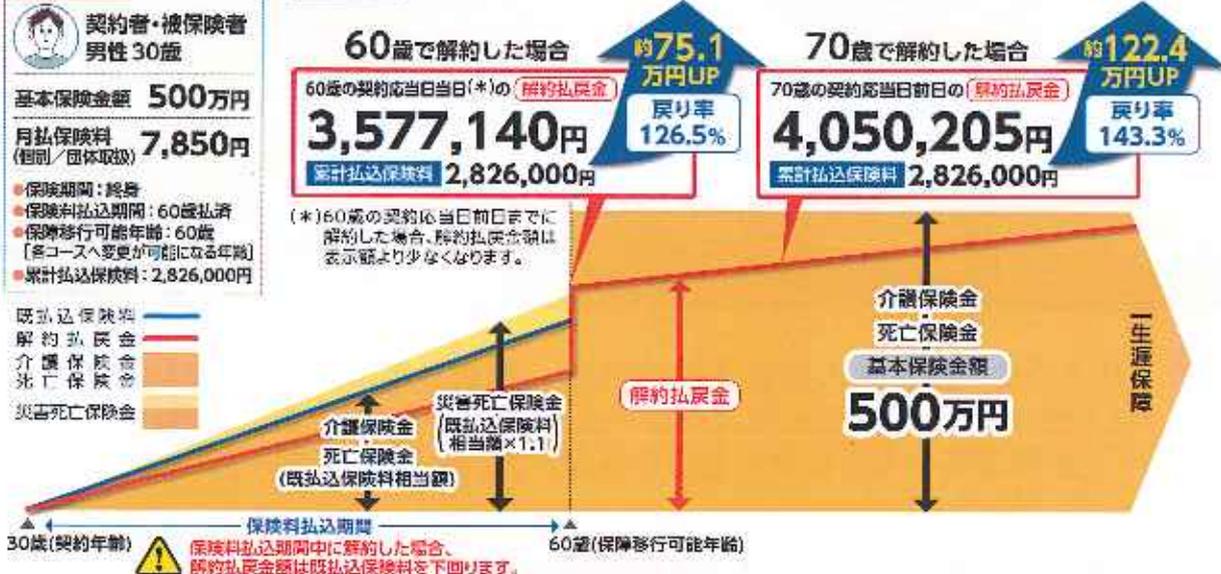
**基本保険金額** 500万円

**月払保険料** (個別/団体取組) 7,850円

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳 [各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料：2,826,000円

既払込保険料  
解約払戻金  
介護保険金  
死亡保険金  
災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同額保障コース)した場合



⚠️ 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。 ●戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。 ●解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。 ●記載の保障内容などは、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に運用となります。 ●記載の保険料は、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に運用となる保険料率です(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保険料率を変更する場合があります)。

◎記載以外の保険料などについては専業代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

**Aflac**  
アフラック

高松支社  
〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1  
高松シンボルタワー16F TEL 087-822-0833  
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索





法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



**DJIDO** 大同生命保険株式会社  
四国支社/  
香川県高松市船場町9-6(高松大同生命ビル3F)  
TEL 087-851-4047

**AIG** AIG損害保険株式会社  
高松支店/  
香川県高松市磨屋町8-1(あなぶき磨屋ビル)4F  
TEL 087-851-0196